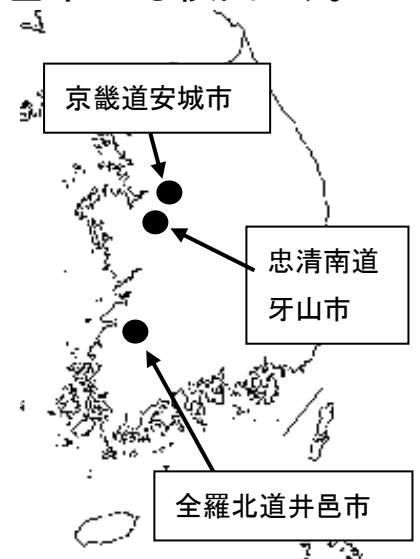


韓国における H5 亜型鳥インフルエンザウイルス検出事例の病原性確定（低病原性と判明）

令和3年10月7日、韓国忠清南道牙山市及び京畿道安城市で野鳥の糞便から検出された H5 亜型鳥インフルエンザウイルスは「低病原性」であることが判明しました（新たに全羅北道井邑市でも検出！）。

低病原性鳥インフルエンザの特徴

- ・伝播力は強いが、あまり臨床症状を示さず発見が遅れる恐れがある！
- ・高病原性に変異する可能性がある
- ・家きんで発生すると高病原性と同様に殺処分



病原性にかかわらず、隣国の韓国では 鳥インフルエンザウイルスを保有した渡り鳥の飛来が始まっています！

家きん飼養者の皆様は、飼養衛生管理基準の再確認と徹底をお願いします。

- ・家きんの十分な健康観察と早期発見・早期通報の再徹底
- ・防鳥ネットの破れや家きん舎の破損等は直ちに補修
- ・農場出入口での人・物・車両等の消毒等、農場へのウイルス侵入防止徹底

●なお、万が一に備え埋却可能な埋却地の確保・維持を確実に行ってください●

☆家きんに異状が認められた場合は、直ぐに、かかりつけの獣医師又は最寄りの家畜保健衛生所へ連絡してください。

県央家畜保健衛生所	宇都宮市平出工業団地6-8
TEL:028(689)1200	FAX:028(689)1279 携帯:090-7205-0895 (夜間・休日)
県南家畜保健衛生所	栃木市惣社町1439-20
TEL:0282(27)3611	FAX:0282(27)4144 携帯:090-7205-1402 (夜間・休日)
県北家畜保健衛生所	那須塩原市千本松800-3
TEL:0287(36)0314	FAX:0287(37)4825 携帯:090-7205-1826 (夜間・休日)